

令和7年度再商品化実施委託単価について

●「再商品化実施委託単価」算出の計算式

$$\text{再商品化実施委託単価⑥} = \frac{\text{①市町村からの引取り見込量} \times \text{②再商品化事業者見込委託単価} + \text{③協会経費} = \text{④}}{\text{⑤特定事業者等からの再商品化委託申込見込量}}$$

<令和7年度再商品化実施委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜)

		①市町村からの引取り見込量 (トン)	②再商品化事業者見込委託単価 (円/トン)	③協会経費 (千円)	④再商品化総費用 (千円) ≒(①×②)+③	⑤特定事業者等からの再商品化実施委託申込見込量 (トン)	⑥令和7年度再商品化実施委託単価 ≒④÷⑤ (円/トン)
ガラスびん	無色	100,000	9,800	84,826	1,064,826	95,900	11,000
	茶色	102,000	11,200	84,826	1,227,226	88,300	13,900
	その他色	131,000	18,000	84,826	2,442,826	120,600	20,200
PETボトル		7,800	58,000	*928,725	1,381,125	158,000	8,800
紙製容器包装		5,600	14,500	327,139	408,339	18,950	22,000
プラスチック製容器包装		704,620	63,000	930,000	45,321,000	726,300	63,000

注1) 上表の①引取り見込量及び②再商品化事業者見込委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆有償分が対象です。協会は有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収入は市町村に拠出されます。(PETボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上)

注2) 端数調整のため、(①×②)+③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくありません。

*PETボトルの協会経費予算は 1,598,721 (千円) です。これに令和7年度の有償収入に係る消費税相当額 1,013,247 (千円) を充当するため、残額は 585,474 (千円) となります。他方、有償拠出金の3月分は次年度に拠出しますが、6年度と7年度計画では7年度の額が多いため、差の 343,251 (千円) が加算されます。この結果、特定事業者の実質的な負担経費は、928,725 円 (千円) となります。